京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成30年3月20日

> 京都市教育委員会 教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第5号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条の表京都市立鳴滝総合支援学校の項及び京都市立桃陽総合支援学校の項を次のように改める。

京都市立桃陽総合支援学校	独立行政法人国立病院機構京都医療センター
	京都大学医学部附属病院
	京都府立医科大学附属病院
	京都第二赤十字病院
	京都市立病院

第35条第2項中「並びに」を「にあっては同欄第2号に該当しない者,」に改める。 別表第1京都市立鳴滝総合支援学校の項中「又は京都市立病院」を削り,同表京都市立 桃陽総合支援学校の項中「又は京都第二赤十字病院」を「,京都第二赤十字病院,京都市 立病院又は特に必要があると認める病院」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)